

1 長久手市公民館条例の一部改正について

改正の内容

公民館の施設使用料の額を下記のとおり、時間貸しへ変更する。

(改正後)

使用区分	使用料の額（1時間につき）
研修室	600円
講義室	200円
教養会議室	200円
和風会議室	200円
学習室1	200円
学習室2	200円

(改正前)

使用区分	使用料の額			
	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	1,850円	2,460円	1,850円	5,960円
講義室	720円	920円	720円	2,050円
教養会議室	610円	820円	610円	1,950円
和風会議室	610円	820円	610円	1,950円
学習室1	510円	720円	510円	1,740円
学習室2	510円	720円	510円	1,740円

2 長久手市公民館条例施行規則の一部改正について

改正の内容

長久手市公民館条例の一部改正に伴い、様式1から様式5までを改める。

（日時の「分」の部分削除）（参考として様式1を添付）

改正後

長久手市公民館使用許可申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
(団体の場合は、所在地、名称、代表者名)

次のとおり長久手市公民館を使用したいので、申請します。

行 事 名	入室予定数 人	人
使用の目的		
使用する日時	年 月 日()午 ^前 後 時から午 ^前 後 時まで	
使用する部屋	研修室 講義室 教養会議室 和風会議室 学習室 1 学習室 2	
使用する備品等	机 椅子 その他()	
使用当日の責任者	住所 氏名 電話()	
特別の設備 原状変更の有無		
使用料の有無	有 ・ 無	使 用 料 円
記入上の注意 1 申請書は、原則として使用する日の7日前までに提出してください。 (申請は3か月前からできます。) 2 「使用する部屋」欄は、該当するところを「○」印で囲ってください。 3 「特別の設備、原状変更の有無」欄は、必要に応じて記入してください。 4 「使用料の有無」欄は、申請者は記入しないでください。		

改正前

長久手市公民館使用許可申請書

年 月 日

長久手市教育委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

〔団体の場合は、所在
地、名称、代表者名〕

次のとおり長久手市公民館を使用したいので、申請します。

行 事 名		入室予定 人 数	人
使 用 の 目 的			
使 用 す る 日 時	年 月 日()午 前 時 分から午 前 時 分まで 後 後		
使 用 す る 部 屋	研修室 講義室 教養会議室 和風会議室 学習室1 学習室2		
使 用 す る 備 品 等	机 椅子 湯呑 その他()		
使 用 当 日 の 責 任 者	住所 氏名 電話()		
特 別 の 設 備 原 状 変 更 の 有 無			
使 用 料 の 有 無	有 ・ 無	使 用 料	円
記入上の注意 1 申請書は、使用する日の7日前までに提出してください。 (申請は3か月前からできます。) 2 「使用する部屋」欄は、該当するところを「○」印で囲ってください。 3 「特別の設備、原状変更の有無」欄は、必要に応じて記入してください。 4 「使用料の有無」欄は、申請者は記入しないでください。			